

ソフトウェア使用許諾契約書

シンメトリー・ソフト（以下「乙」と記載します）は、お客様（法人または個人のいずれであるかを問いません。以下「甲」と記載します）に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」と記載します）に基づいて提供する本ソフトウェアを使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

本ソフトウェアをインストール、複製、または使用することによって、甲が本契約書のすべてにご同意いただいたものといたします。

本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、複製、または使用しないでください。

なお、乙がネットワーク等を介して本ソフトウェア提供している場合は、ダウンロードされる際にも本契約書にご同意いただく必要があります。

本契約書の条項に同意されない場合は、ダウンロードを中止してください。

1. 著作権

(1) 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、乙に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。したがって甲は、本ソフトウェアを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(2) 本ソフトウェアとともに提供されるドキュメント等の関連資料（以下「関連資料」と記載します）、およびサンプルコードの著作権は、乙に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

(3) 本ソフトウェアとともに提供される著作権は、乙に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

2. ライセンスの許諾

(1) 甲の管理のもと本契約書に違反しない範囲で、個人及び企業に関わらず何方でもフリーソフトとして無料でインストールし使用することが許可されます。

(2) 甲は、本ソフトウェアを営利目的として利用することは原則としてできません。営利目的での利用を希望する場合は、乙の許可を得る必要があります。

(3) フリーソフトによる提供は、本ソフトウェアの著作権の放棄を意味するものではありません。

3. 制限事項

- (1) 甲は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- (2) 甲は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- (3) 甲は、本ソフトウェアおよび関連資料に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。上記(2)に基づき本ソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示も同時に複製するものとします。
- (4) 甲は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
- (5) 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、乙は何らの保証もいたしません。
- (6) 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、乙は一切その責任を負いません。
- (7) 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、乙は一切その責任を負いません。
- (8) 上記の他、本ソフトウェアの利用に関して、甲又は甲の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、乙は一切その責任を負いません。
- (9) 乙が本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正した場合には、乙は甲に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下「修正ソフトウェア」と記載します）、またはこのような修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正ソフトウェアまたはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて乙の裁量により決定させていただきます。なお、甲に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。
- (10) 本ソフトウェアの使用によって作成されたデータのバックアップ等の保全措置は、甲の責任と負担において行うものとします。甲ないし第三者がデータの破損・消失等によって受けたいかなる損害に対しても、乙は一切その責任を負いません。
- (11) 甲は、本ソフトウェアをレンタル・リース・貸与・譲渡・疑似レンタル行為・中古品取引・転売したりすることはできません。

(12) 甲は、本ソフトウェアのライセンス認証に必要となるシリアル番号、および付属するいかなる情報も第三者に開示・提供することはできません。

4. 責任の制限

(1) 乙は、甲が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害について、一切責任を負いません。ただし、乙に帰責事由がある場合はこの限りではありません。

乙の帰責事由とは、乙が故意に甲への損害を与えるウィルスやマルウェアなどを本ソフトウェアに実装させ提供した場合を意味します。

(2) 上記(1)または法令により乙が損害賠償責任を負う場合においても、社会通念上、当該種類の債務不履行、不法行為等から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負いません。

5. 契約の期間

本契約は、本ソフトウェアのインストール、もしくは使用を始めたとき発効し、下記6.により本契約が終了するまで有効であるものとします。

6. 契約の終了

(1) 甲は、書面により事前に乙まで通知することにより、いつでも本契約を終了させることができます。

(2) 乙は、甲が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。

(3) 上記(2)の場合、乙は、甲によって被った損害を甲に請求することができます。

(4) 甲は、本契約が終了したときは、直ちに本ソフトウェアおよびそのすべての複製物ならびに関連資料を破棄するものとします。

7. 損害賠償の請求

甲が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本ソフトウェアを利用することにより、乙または第三者に損害を与えた場合、甲は、乙または第三者に生じた一切の損害（弁護士費用等も含む）を、乙または第三者に対して賠償しなければならない。

8. その他

甲は、いかなる方法および目的によっても、本ソフトウェアおよびその複製物を日本国外

に輸出してはなりません。

9. 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

10. 管轄裁判所

甲と乙との間に訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄とする地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。